

刑弁でGO!

第70回

研修報告

改正刑訴法研修を受講して

刑事弁護委員会副委員長 岡田 浩志 (59 期)

1 はじめに

本年5月24日に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が成立し、同年6月3日に公布されました。今回の改正は、取調べの録音録画制度の法制化をはじめ、重要かつ多岐にわたるものです。

弁護人としては、これらの改正点を十分理解した上で、被疑者・被告人の利益となるような弁護実践を積み上げていかなければいけません。

そこで、本稿では、平成28年10月13日に第一東京弁護士会と当会の共同主催で実施された、改正刑訴法全国一斉基礎研修（講師は、法制審議会の幹事を務められた神洋明弁護士（第一東京弁護士会）、小坂井久弁護士（大阪弁護士会））の内容について、要約してご報告します。

2 改正の経緯

今回の改正は、村木厚子さんのえん罪事件を受け、取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化、供述調書への過度の依存からの脱却と活発で充実した公判審理の実現を目指して行われることになった。

3 改正の内容

(1) 平成28年6月23日施行のもの

① 裁量保釈における考慮事情の明文化(刑訴法90条)

概要 これまで、「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる」としか定められていなかったが、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経

済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、」と考慮事情が明文化された。

実務上のポイント 原則が権利保釈であることを意識した上で、裁量保釈についてはこれらの考慮事情に沿った主張をし、疎明資料を用意する必要がある。

② 証拠隠滅等の罪の法定刑引き上げ(刑法等改正)

概要 公判廷に提出される証拠の真正担保のため、証拠隠滅等の罪の法定刑が引き上げられた。

(2) 平成28年12月までに施行のもの

① 証拠開示制度の拡充

・公判前整理手続等の請求権付与(刑訴法316条の2)

概要 検察官、被告人もしくは弁護人に公判前整理手続・期日間整理手続に付する請求権が付与された。

実務上のポイント 整理手続に付するメリット・デメリットを意識する。不服申立の規定は設けられていない。

・整理手続における証拠の一覧表の交付制度(刑訴法316条の14第2項～)

概要 検察官請求証拠開示の後に、被告人又は弁護人の請求に基づく検察官保管証拠の一覧表の交付制度を設けた。

実務上のポイント 証拠開示請求のための手がかりにする。もっとも、検察官保管証拠以外は対象外なので、リストだけに頼ってはいけない。リストの標目では証拠の識別が不可能な場合には求釈明をする。

・類型証拠開示の対象の拡大(刑訴法316条の15)

概要 取調べ状況報告書について、共犯者の身体拘束中の取調べまで拡張されるなど、対象が拡大した。

実務上のポイント 身体拘束前の取調べについては、主張関連証拠開示請求を忘れずに。

② 弁護人選任に係る事項の教示（刑訴法76条2項、77条2項）

③ 通信傍受の対象犯罪拡大（通信傍受法2条ほか）

概要 対象犯罪が大幅に拡大した。

④ 証人等の氏名・住居の開示に係る措置及び公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置

- ・ 証人等の氏名・住居の開示に係る措置（刑訴法299条の4～）

概要 検察官に、証人等の氏名・住居の開示について、開示しない条件を付す、あるいは、開示の時期・方法を指定する権限を与え、弁護人が条件違反をした場合、弁護士会への処置請求を規定した。

実務上のポイント 被告人の防御に実質的な不利益が生ずるおそれがあるときは、いかに加害等行為のおそれがあったとしても、非開示の措置はとれない。仮に弁護人への非開示の措置がとられた場合には、異常事態なので、必ず裁定請求、即時抗告を。

- ・ 証人等の特定事項の秘匿についての追加（刑訴法290条の3）

概要 秘匿措置の対象を、被害者以外の証人等にも拡張。

⑤ 証人の勾引要件の緩和（刑訴法152条）

概要 召還に応じないこととの要件をはずし、いきなりの勾引もできることになった。

⑥ 即決裁判に関する改正（刑訴法350条の26）

概要 即決裁判における公訴取消後の再起訴制限を緩和。

(3) 平成30年6月までに施行のもの

① 被疑者国選弁護制度を全勾留事件に拡大（刑訴法37条の2等）

② 捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入

- ・ 捜査・公判協力型協議・合意制度（刑訴法350条の2～）
- ・ 刑事免責制度（刑訴法157条の2～）

③ ビデオリンク方式による証人尋問の拡大（刑訴法157条の6第2項）

(4) 平成31年6月までに施行のもの

① 取調べ全過程の録音録画制度の導入（刑訴法301条の2）

概要 裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件について、逮捕又は勾留されている被疑者に対する取調べの「全過程」の録音録画を義務付け（4項）、検察官が被告人調書を証拠調べ請求した場合に（1項）、被告人・弁護人から当該書面について任意性に疑いがあるとして異議が述べられたならば、検察官に当該書面作成の取調べの「開始から終了に至るまでの間」の録音録画媒体の証拠調べ請求を義務付け（1項）、同記録媒体の請求義務が果たされないときは当該書面の証拠調べ請求を却下する形で（2項）、任意性立証に制限をかけた。

実務上のポイント 対象事件以外についても可視化申し入れをしていくべき。平成26年6月16日付け最高検の依命通知は被疑者以外の取調べについても可視化の試行対象としている。なお、検察官が録音録画媒体を実質証拠として請求することが考えられるが、その際は、東京高裁平成28年8月10日判決を参考に反論することが考えられる。

② 暗号化装置使用による通信管理者の常時立会い・封印を不要とする制度の導入（通信傍受法）

4 まとめ

紙面の都合上詳細に紹介することはできませんでしたが、本研修では、上記のような網羅的な説明の後に、公判前整理手続の利用、可視化法制化の下での弁護実践について、より詳しい講義がされ、大変勉強になりました。

今後の弁護実践如何によって、裁判所の運用がどのようなものになるのか決まていくだろうというお話もあり、研鑽の必要性を再認識した研修となりました。なお、本研修は日弁連の総合研修サイトで配信予定とのことです。